低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置

**申請者用**

適用要件セルフチェックシート

※事前相談の際には、1～10項目すべての✔欄に✔が入った状態のシートをご持参ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **適用要件** | **確認方法** | ✔欄 |
| １．令和２年７月１日から令和7年１２月３１日までの間の譲渡であること。 | 売買契約書 |  |
| ２．譲渡した者が個人であること。 | 売買契約書 |  |
| ３．都市計画法第４条第２項に規定する都市計画区域内にある低未利用土地等であること。 | 都市計画課℡:0289-63-2209 |  |
| ４．譲渡後に当該低未利用土地等の利用があること。 | 買主又は仲介業者 |  |
| ５．譲渡の年の１月１日において所有期間が５年を超えるものであること。 | 登記事項証明書 |  |
| ６．当該個人がその年中に譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部について法第３３条から第３３条の３まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４又は第３７条の８に規定する特例措置の適用を受けないこと。 | 税務署℡:0289-64-2151(自動音声案内) |  |
| ７．譲渡の相手が次のいずれにも該当しないこと。① 当該個人の配偶者及び直系血族② 当該個人の親族(①を除く)で当該個人と生計を一にしているもの③ 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの④ ①～③に掲げる者及び当該個人の使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの⑤ 当該個人、当該個人との①及び②に掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその使用人の親族でその使用人と生計を一にしているもの又は当該個人に係る③④に掲げる者を判定の基礎となる所得税法第２条第１項第８号の２に規定する株主等とした場合に法人税法施行令第４条第２項に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のあることとなる会社その他の法人 | 税務署 |  |
| ８．低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと。ただし、令和５年１月１日から令和７年12 月31 日までの間に譲渡された低未利用土地等が、次の①又は②の区域内にある場合には、低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が800万円を超えないこと。①市街化区域又は非線引き都市計画区域内で都市計画法第８条第1項第１号に規定する用途地域が定められている区域②所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第45条第１項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した自治体の区域 | 売買契約書及び都市計画課℡:0289-63-2209 |  |
| ９．当該低未利用土地等の譲渡について所得税法第５８条又は法第３３条の４若しくは第３４条から第３５条の２までに規定する特例措置の適用を受けないこと。 | 税務署 |  |
| １０．一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡を当該前年又は前々年中にした場合において本特例措置の適用を受けていないこと。 | 税務署 |  |

※「法」とは「租税特別措置法」を指します。

※１～１０すべての要件を満たしていることが確認できない場合、「低未利用土地等確認申請書」を受け付けできません。

R5.4.19版

日付

担当者

事　前　相　談